

令和7年度第1回 文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和7年8月4日（月）

14：00～15：30

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○事務局 会議に先立ちまして、事務局から傍聴の皆様にご連絡をさせていただきます。

会議中、拍手などは御遠慮いただきまして、静粛に傍聴いただくよう、お願いいたします。携帯電話やスマートフォンは電源を切っていただくかマナーモードに設定をお願いいたします。加えて、録音・撮影などにはできないことになっておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。本日は、お忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、委員・幹事の出席状況について御報告いたします。

委員の出席状況ですが、山中委員からは欠席の御連絡をいただいているところでございます。幹事でございますけれど、小野幹事、松永幹事、吉田幹事、大畑幹事、熱田幹事から欠席の御連絡をいただいております。また白石委員につきましては14時45分に退席ということで御連絡をいただいております。

本日、委員の半数以上の出席がございますので、文京区景観づくり条例施行規則第29条第1項に基づき、当審議会が成立いたしますことを申し添えます。

まず、お手元の資料確認をさせていただきます。区職員の幹事におかれましては、電子データの資料を御案内しておりますので、御持参いただいたパソコンで御確認ください。委員のみなさまには事前に送付し、本日も持参いただいております資料でございますが、まず審議会次第A4・1枚、資料1「文京区景観計画の見直しについて」がA3判で2枚、資料2「拠点基準等の見直しについて」がA3判で1枚、参考資料文京区景観づくり条例の新旧対照表がA4判1枚、参考資料2文京区景観づくり条例施行規則の新旧対照表がA4判2枚、参考資料3「現行の拠点基準について」がA3判で1枚でございます。また、本日席上配布しております名簿と座席表がA4で各1枚ずつでございます。それから閲覧用の景観計画の冊子をみなさまに1冊ずつ席上にお配りしております。こちらの冊子につきましては、会の終了後に回収いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上、全ておそろいでございますでしょうか。不足等ございましたらいつでもお声がけください。

次に発言の際についてでございますが、挙手のうえ、会長から御指名をいただきましたら着席のまま座席前のマイクに向かって御発言をいただきますようお願いいたします。

マイクの使用方法でございますが、発言の際にお手元のマイクの台座についておりますスイッチを押していただきますと、マイクが赤く光りますので、赤く光ったことをご確認いただいてからご発言いただくようお願いいたします。また発言が終わりましたら、同じようにマイクのスイッチを押していただいて、赤いランプを消していただくようお願いいたします。

また、議事録作成のため、ご発言の際は冒頭にお名前をおっしゃっていただくようにあわせてお願いいたします。

それでは本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

はじめに、新たに審議会の委員になられた方々について委嘱を行います。令和7年6月の文京区景観づくり条例第25条の改正により、文京区景観づくり審議会委員の変更がございました。任期は現職の委員とあわせて、令和8年8月31日までとなります。

それでは今回新たに設けられた関連団体枠の委員の方々につきましては、お名前をお呼びいたしますのでご起立いただき、お席にて成澤区長から委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。

それでは区長よりお願いいたします。

まず、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第四ブロックより綱島陽介様でございます。

○区長 委嘱状、綱島陽介様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。

令和7年8月4日、文京区長、成澤廣修。よろしくお願いいたします。

○事務局 全日本不動産協会豊島文京支部より、高山亜希美様でございます。

○区長 委嘱状、高山亜希美様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。

令和7年8月4日、文京区長、成澤廣修。高山亜希美様。よろしくお願いいたします。

○事務局 また、本日はご欠席となりましたが、もう一名、文京区観光協会より山中一江様にご就任いただきますので、ご紹介させていただきます。

続きまして、7月25日付で区議会議員選出委員の変更がございましたため、新しく委員になられた方についてご紹介させていただきます。なお委嘱状につきましては本日机上天にて交付させていただきます。

白石英行様です。

○白石委員 よろしく申し上げます。

○事務局 名取顕一様です。

○名取委員 はい、よろしくお願いします。

○事務局 板倉美千代様です。

○板倉委員 はい、よろしくお願いいたします。

○事務局 浅田保雄様です。

○浅田委員 はい、よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、審議会の開会にあたりまして、区長より御挨拶を申し上げます。

区長、よろしくお願いします。

○区長 みなさんこんにちは。

令和7年度第1回の文京区景観づくり審議会を開催いたしますところ、委員のみなさま方にはご多用中のところ参加いただきありがとうございます。本日御諮問申し上げますのは文京区景観計画の見直しについてでございます。本区には坂道や歴史、文化的資産、緑など文京区を特徴づける多様な魅力があふれておりますが、これらの貴重な資産を守り、引継ぎ、あるいはつくり出し、誰もが心地良いと感ずることのできるまちづくりを、文京区景観計画により推進してまいりました。本計画は平成25年に策定いたしましたから12年が経過をいたしております。この間、都市マスタープランをはじめとします関連計画の見直し改定を行ってきたところでございまして、このような背景を踏まえて、区民をはじめ本区を訪れるすべての方々に素晴らしいと思っただけよう区の魅力を活かした景観づくりをさらに進めてまいりたいと存じます。委員のみなさまにおかれましては、本区の景観計画見直しにご尽力いただきますことをお願い申し上げて御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それではここで改めまして、岸田会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 こんにちは、みなさん、岸田でございます。

この審議会は文京区の景観づくりにからむ重要事項を審議する場です。当審議会では、平成25年、2013年、に文京区景観計画を策定しました。以降区民のみなさまから候補案をいただき、景観賞を選定することを主なミッションとしてまいりました。昨年、区のまちづくりの基本方針を示す都市マスタープランが見直され、景観形成の方針も変更されました。文京区景観計画についても、必要な変更を検討し、改定案を考えることになりました。屋外広告物についての景観ガイドライン、昨今の新しい技術の展開などを踏まえ、改定を検討することになっています。景観はそこに生きる

人々に支えられながら長く継承されていくものです。今回の改定は限られた事項についてのものですが、文京区に住み、あるいは文京区で学び、働く方々の様々な気づきや思いを受け止めながら、改めて景観づくりの意味を再確認する絶好の機会でもあります。審議会委員のみなさま、専門家のみなさまのご協力をいただき、次の世代に引き継いでいけるような新しい景観計画をまとめていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして審議会に諮問がございます。区長よろしくお願いいたします。

○区長 文京区景観づくり審議会会長 岸田省吾様。文京区長、成澤廣修。

文京区景観づくり条例第25条第1項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記 「文京区景観計画の見直しについて」

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

区長は公務の関係上ここで退席をさせていただきます。

続きまして区職員の新たな幹事をご紹介します。

都市計画部長 鶴沼幹事です。

○鶴沼幹事 鶴沼です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 企画政策部 企画課長 川崎幹事です。

○川崎幹事 川崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 土木部 みどり公園課長 高橋幹事です。

○高橋幹事 高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局 また、本日は欠席でございますが、土木部長 小野幹事、施設管理部長 松永幹事、教育推進部長 吉田幹事が着任しております。

また、わたくし都市計画部 住環境課長 村田でございます。改めて、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは次第に従い、議事に入らせていただきたいと思います。

ここからの進行は岸田会長に願うことにします。会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 それでは、区長から諮問がございました本日の議題は、文京区景観計画の見直しについてです。まず、事務局から資料の説明をいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。

資料1を御覧ください。ページ数は、紙での資料、それからPDFの資料とも1となりまして、今後以降も同様となっております。

1の背景・目的でございますが、文京区景観計画については、平成25年に策定してから12年が経過し、昨年度、上位計画である、文京区都市マスタープランの見直しが行われたことを受けて、見直しするものでございます。

また、文京区屋外広告物景観ガイドラインにつきましても、策定から16年が経過しており、デジタルサイネージなどの新たな広告物が普及しているため、こちらにつきましても見直しを行うものでございます。

2の検討内容でございますが、大きく2点ございます。1点目、都市マスタープランで見直しがございました「拠点基準」の追加及び対象範囲の変更についてでございます。2つ目は先ほど申し上げましたデジタルサイネージの基準新設を含めました、屋外広告物景観ガイドラインの見直しでございます。その他、細かい点では「拠点基準」以外にも、景観計画にはいくつか基準がございますので、そちらの調査等進めていく中で、必要に応じて、他の基準についても見直しを行っていく予定でございます。

3の検討体制でございますが、体制といたしましては、本景観づくり審議会のほか、景観づくり審議会小委員会、庁内連絡会の3つの会議体で検討を進めてまいる予定でございます。このうち小委員会と庁内連絡会は、今回計画の見直しにあわせて設置するものでございます。

まず小委員会についてですけれども、審議会の下に小委員会を設置いたしまして、小委員会の中で、景観計画の見直しに向けた具体的な内容について検討を進めてまいります。小委員会のメンバーにつきましては、審議会の学識経験者3名、現在の景観アドバイザー4名、それから専門委員3名の計10名で構成する予定でございます。小委員会につきましては、小委員会の設置と審議会の審議内容の付議、メンバーのうち学識経験者及び委員長についての会長による指名を、後ほどご審議の上、ご決定いただきたく存じます。

また、庁内関係所管との検討を進めるため、文京区景観計画庁内連絡会を設置しております。

4の検討のスケジュールでございますが、上から4行目の景観計画の欄でご説明申し上げますと、本年度、7年度につきましては、基礎調査、アンケート、骨子案の作成を行う予定でございます。8年度に入りまして、9月に素案の作成、その後パブリックコメントを踏まえまして案を作成し、令和9年3月に結果を公表する予定でございます。

その進行にあわせて、この審議会、小委員会等を5回から6回開催する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。次に2ページを御覧ください。見直しの全体像について御説明をいたします。

まず左半面のグレーの部分でございますが、こちらが現行の景観計画の章立てになっておりまして、主な見直しポイントを青い背景の部分に引き出して示してございます。

現行計画の第1章、第3章、第6章を赤く縁取ってございますけれども、この部分が見直しの大きなところになってございます。まず1章と3章につきましては、都市マス見直しを受けて見直すものでございます。こちらの説明につきましては3ページをご覧ください。

資料2になりまして、拠点基準の見直しについて、都市マスと景観計画の関係を示したイメージでございます。まず左上の図でございますけれども、2011年版の都市マスの景観形成の方針図でございます。凡例の中に、拠点の景観形成として赤く縁取りで囲っているところがございまして、こちらの赤い色塗りが文京区の地図の中に5か所、主に駅の周辺に記されてございます。この内容を受けまして、左下の図になりますけれども、都市マスの方針に沿って具体的な範囲を現行の景観計画で示しているところでございます。

また、9ページの参考資料3になりますけれども、拠点基準の具体的に配慮を求めていく事項、景観形成基準を定めているところでございます。3ページにお戻りいただきまして、次に右上の図でございますが、こちらが2024年版の都市マスの景観形成の方針図でございます。凡例の上から5番目に先ほどと同じ拠点の景観形成とございますけれども、こちらが2011年版と比べまして追加された場所、それから削除された場所でございます。また、凡例の上から3つ目に紫色の点線で囲われた「下町交流ゾーン」がございまして、そちらがちょうど谷根千の場所に色付けられています。これは「下町交流ゾーン」となっておりまして2011年版ではなかったものがこちらに切り替わっているということでございます。

こういった変更を受けまして右下の図にイメージを書き込みましたけれど、まず追加する拠点としまして赤い丸4つで示しております。飯田橋駅周辺、御茶ノ水駅周辺、本郷三丁目駅周辺、湯島駅周辺、この4つを拠点として追加し、この拠点基準の対象範囲をどこまでにするかを検討する必要があるとございます。また千駄木駅周辺、根津駅周辺は、現在拠点に設定してございましたが、「下町交流ゾーン」という設定に変更されておりますので、これを受けまして新たに基準を検討していく必要があると考えて

ございます。

以上が拠点基準に関する概要でございます。

2 ページにお戻りください。次に第 6 章でございますけれども、こちらは屋外広告物景観ガイドラインの見直しを行う予定でございます。この中では、デジタルサイネージの基準設定が大きなところでございます。

また主な見直しのポイントで緑色で色付けをした追録版の統合という引き出しが 2 つございます。こちらにつきましては平成 25 年に現在の景観計画を策定後、平成 26 年に根津景観形成重点地区、それから平成 27 年に文化財庭園等景観形成特別地区の 2 つの基準を追加し、改定を行っているところでございまして、現在は計画本体の別冊として、それぞれ存在している状態になっていますので、そちらを今回景観計画の見直しの際に、景観計画の中に統合するというものでございます。

以上が見直しの全体像でございます。

最後に参考資料についてでございます。4 ページ以降になりますが、4 ページから 8 ページまで、参考資料 1、2 は、7 月に文京区景観づくり条例及び施行規則の一部を改正しており、そちらの新旧対照表でございます。内容といたしましては、景観づくり審議会の委員の構成の変更、それから景観づくり審議会小委員会の設置について条文を追加してございます。9 ページの参考資料 3、先ほどご紹介いたしましたが、現行の景観計画の拠点基準の考え方などについて抜粋したものでございます。

資料の説明は以上となりますけれども、事務局から本日の審議会でご確認いただきたい事項について補足をさせていただきます。1 点目、効果的に議論を進めるため、審議会に小委員会を設置し、計画の見直しについて調査・審議し、その経過及び結果を審議会に報告することとすること。2 点目、小委員会の委員として参加していただく学識経験者を指名すること。3 点目、小委員会の委員長を指名すること。以上 3 点につきましてご承認いただきたく存じます。

事務局からは以上になります。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

たくさんのミッションがあって、特に新任の委員の先生方、全体を把握する、あるいは個々の部分を把握するのが大変かと思いますが、少し時間をかけながら、順番に確認していければと思います。

まず、最後にありました小委員会を設置し、計画の見直しについて検討していきたい、こう考えておりますが、よろしいでしょうか。何かご意見ございますか。

○岸田会長 板倉委員どうぞ。

○板倉委員 小委員会のことについてです。

6月の議会で、景観づくり条例の中に小委員会という条項が新たに入れ込まれたわけですが、この小委員会のメンバーの方々については、学識経験者の方、景観アドバイザーの方、専門員の方々と構成をされておりまして、文字通り、専門家の方々と構成されているということですから、組織としては大変重要な任務だということに私は考えております。

ただ、小委員会がこのスケジュールでいきますと何回か開かれて、審議会も開かれているんですけども、私はこの間、住宅政策審議会というところに入っていまして、住宅マスタープランを作っていくところに関わってきたんですけども、そのときも小委員会が設置をされまして、担当学識の先生方と区の担当部局がメンバーになって議論を積み上げてきて、その小委員会でどのような議論がなされているのでしょうかということを要求したんですけども、中々すぐには内容が手元に届きませんで、その小委員会の議論が、実は、審議会が開かれるその日の席上配布をされた、ということがあったんです。なので、今回は小委員会ということで、本当に専門家の先生方が組織されて作られたものですから、やっぱり審議会を始める前の何日か前とか、そういう形でぜひ小委員会で審議している内容を事前に審議会のメンバーが知ることができるようにしていただきたいというふうに思うのですが、その辺の進め方というかそういうのはどのような形になっていくのでしょうか。

○岸田会長 はい、わかりました。今のご質問について、何かありますか、事務局から。

○事務局 はい、事務局でございます。

委員のおっしゃるように、小委員会で具体的な案を議論しまして、審議会のほうでさらに広い知見でご審議いただくという体制をとっていきたいと考えてございます。また先ほどのスケジュールにもございましたけれども、今年度、来年度にかけて複数回、審議会・小委員会を開催していく予定でございまして、今、委員の御指摘ございました、資料の配付時期について、当日にならないようになるべく事前に配付するということで配慮していきたいと考えてございます。

○板倉委員 ぜひそのようにしていただきたいということなんですけれども、1月29日の景観づくり審議会のところで、ある委員さんが、小委員会は作業部会ですという風におっしゃっていらっしゃいまして、具体的なことをその中でかなり固めていくというか、そういうことになっていくと思うのですけれども、作業部会という位置づけでよろしいのでしょうか。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○事務局 特に作業部会という明確な定義があるわけではないんですけども、イメージとしては学識の先生ですとか、専門家みなさんに集まっていただいて、具体的な基準を作り上げていく。審議会の中では、区民のみなさまや区議会議員のみなさまに集まっていただく場で、どういった景観が望ましいか、残していきたいか、作り上げていきたいかというところを、大きな視点からご審議いただくような形を想定しています。作業部会のイメージがどういったものかということにもなってくるかと思えますけれども、一応そのような役割分担と考えております。

○板倉委員 今回、審議会のメンバーが区民の方々が5人から8人ということで、せっかく増やして審議会になったわけですから、小委員会で固めたものを審議会が追認というか、そういう風になってはならないというか、きちんとこの中でも議論ができるように、ぜひそういう形にさせていただきたいということは要望しておきたいと思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

私のイメージでも、小委員会は作業部会といいますか、まず具体的な問題を整理するということから始まって、それに対する具体的な対応策を、「案」としてまとめていくという、そういうミッションだと理解しています。だから、決してもう既に小委員会の段階でほとんど決まっていてそれを追認するだけの審議会ではないとご理解いただきたいと思っています。

それではその他にいかがですか。小委員会自体を設置して進めるということも含めて、ご意見がございましたら。

専門委員の清水先生、伊藤先生、米田先生、土田先生、いかがでしょうか。特にございますか、小委員会設置について。

それでは御異議がないようでしたら、この御提案がありました小委員会を設置することといたします。

では次に小委員会に参加する学識経験者の指名です。条例、配られました資料がありますが、条例第26条の2第3項及び施行規則第34条の規定によると、審議会委員の学識経験者のうちから会長が指名するとなっています。そこで、会長であるわたくしのほうから、3名の方を小委員会委員として指名させていただきたいと思います。具体的には、わたくしの右手にいらっしゃいます伊藤委員、それから土田委員、米田委員の御3名です。これについて、ご意見ございますでしょうか。

佐々木委員、よろしく申し上げます。

○佐々木委員 お伺いしたいのが、先生方のご専門というのを、前にお伺いしたと思う

のですが、もう一度伺いしていいですか。

○岸田会長 はい、わかりました。

じゃあ、むしろご本人から。伊藤先生からどうぞ。ご専門は何でしょうか。

○伊藤先生 はい、伊藤です。

都市計画の分野の中でも特に公共空間を中心とした都市デザインというのが、景観の分野ではそちらが専門になります。

○土田委員 私も伊藤先生と近いようで遠いんですけど、名目は都市デザインがメインです。どちらかという都市開発を誘導しながら公共施設、ないしは公共空間を複合的につくるということと、今はどちらかというその空間施設のマネジメントをどうやっていくか、その関連で地域団体をどうつくるかみたいなところをメインで研究しつつ、実はぜんぜん学識はキャリアが短いので、その前は本当のコンサルタントとして実務をやっていた都市計画屋です。

○米田委員 米田です。私は専門が建築設計ですね。

今は主に住環境の設計なんですけれども。キャリアは35年ぐらいありまして、劇場建築から子ども園等の建築、他の諸々の大きな建築まで設計してきました。それで文京区に事務所があって、今も建築設計をやっています。建築設計をしながらですね、今は大学で専任教員として建築設計について教えています。建築デザインが主ですけども建築の構造計画とか環境計画についても教えています。それから景観については建築団体を通して、長年文京区さんに協力する形で建築の耐震促進であるとかまたは景観促進であるとか諸々の建築相談等をずっと協力してまいりました。そういうキャリアを持っています。以上、よろしくお願いします。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○佐々木委員 とても安心感があるというか、頼りになる先生方で安心いたしました。

○岸田会長 お三方とも責任感のある立派な方なので安心してください。

○佐々木委員 景観って多分建築とか都市デザインも大事なんですけれど、これまでこの街を形成した歴史であるとか文化面、そういったところも、専門的な知識はどういうふうに、この審議会であるとか小委員会で反映されるようになるのでしょうか。

○岸田会長 委員の先生方の中にははっきりと歴史専門という方はいらっしゃると思うのですが、都市空間あるいは都市デザインの分野、建築のデザインの分野、あるいは広く環境デザインをご専門とされている先生は、当然、場所の経験とか空間の経験の中に歴史性を全く考慮しないで議論することはできないわけで、そういうご専門の先生も歴史分野に深い知見を有されているというのが、私の判断でございます。

どうかそのへんもあまり心配されずにいていただければ嬉しいです。

○土田委員 土田です。ご心配だと思います。

例えば実務ベースで、今の景観計画は清水先生と伊藤先生が過去、トップで作られた計画ではあります。景観計画を実際、実務ベースで策定するときは、当然作業班の専門職の方たちに作業をやっていただくという局面でいくと、当然その歴史的地歴等についてはきちんと調査をかけてというのは学識レベルで指示をするということは当然の作業になります。その時に作業班の能力との関係も色々あるんですけど、必要に応じて外部の歴史系の専門家のアドバイスを受けるということも、業務上できないはないと思います。あとは、建築学会の都市計画委員会の中で地域文脈という、要は景観デザインをやるための歴史と現在と未来、というものについて研究会も生みの苦しみがあったのですけれど、10年くらいやって、今から3年位前に鹿島出版会から地域文脈デザインという、景観ないしはまちづくりについて、その地域の歴史がどれくらい重要なのかということ建築の歴史、建築計画、都市計画の専門家が集まってみんなで書いた本があったりしますので、まだ多分絶版にはなっていないと思いますけれど、一度お目通しいただくと少し安心してもらえかなと思います。ぜひ御覧いただければと思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

相当詳しく、具体的に御説明いただきました。よろしいでしょうか。

それではその他にこの小委員会のメンバーについて何か御発言、御意見ございますでしょうか。

特にないようですので、わたくしのほうから提案させていただきました、伊藤先生、土田先生、米田先生にお願いしたいと思います。

最後に、この小委員会の取りまとめをしていただく委員長の指名をさせていただきます。これについても施行規則第35条に規定があります。会長指名となっております。私からの指名は、右手に座っておられる伊藤先生にお願いしたいと思います。それについても委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。

特にこの御提案について御異議がないようでしたら伊藤先生に小委員会の委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤先生、特に一言いただけますでしょうか。

○伊藤委員 御指名いただきありがとうございます。

先ほど土田委員からも少しありましたが、12年前に清水先生が委員長になって、私が副委員長で景観計画を策定したという経緯がありました。もう12年になるんだ

なというふうに思ったのですが、そのときに文京区の景観の魅力であるとか、もちろん歴史とか地形とか、文化的なものも含めて盛り込める所は盛り込んだつもりでおります。とはいえ 12 年経っていますので、先ほど話のあった都市マスの見直し部分と屋外広告物はもちろんなのですが、少し、時代も 12 年一回りして色々な社会的な変化もあることなので、どこまで盛り込めるかわからないのですが、本質的な変化があればその辺についても盛り込んでいけたらいいかなと思っております。いずれにしても、先ほどありましたように小委員会は具体の検討をしていく場ですので、審議会の方で、その本質についてもご確認いただいて、ご意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

先生から、課題となっている都市マスの変更あるいは屋外広告物のガイドラインの議論はもちろんするけれど、それ以上に、もし時代の変化の中に本質的な何か課題があれば、それについても考えていきたいというような所信表明だったと思います。

先生どうかよろしくお願いいたします。

それでは確認事項 3 点の承認が終わりましたので、事務局から資料説明があった景観計画の見直しについてご自由にご意見を伺いたいと思います。

事務局の方、よろしいでしょうか。今回の景観計画の見直しもかなりご説明の量が多くて、すぐには呑み込めない部分もあると思いますが、特にあえて、ここは、こういうところは一番問題じゃないかと、何か追加のご説明をいただけますか。ありましたらで結構ですが。

○事務局 一応網羅的にご説明をしまして、追加というところも、特に今お話しした以上のところは現在のところ大きなところはないかな、というふうに思っております。細かなところで申し上げるとすると、ガイドラインの見直しはデジタルサイネージの基準を追加することだけではなくて、16 年経って、全体の構成を見直すということも必要かなと。現在は文京区内、一つの基準で設定をしているところでございますが、それが駅前の基準と住宅地の基準が同じでいいかどうかといったようなところも見直しのポイントかなと思ってございます。あえて追加するとしたら、そのくらいかなと思います。

○岸田会長 例えば、今最後におっしゃった、住宅に関係するところで、何か議論をするとしたら、例えばこういうことがあるのではないかと、ありますか。

○事務局 特に住宅限定ではないのですが、現状、駅前の商業地域の部分と住宅地と同じ基準を運営している状況になっているので、そういったところで差別化ができるか

どうか、といったところかなと思っております。

○岸田会長　ちなみに今のところは、配られている既存の景観計画ではどのあたりに記述があるのでしょうか。

○事務局　実は景観計画とは別の冊子になっておりまして、あくまで景観計画より前に作成されている屋外広告物景観ガイドラインという形です。ですので、そちらの統合も含めてという形になるかと思います。

○岸田会長　分かりました。それでは他にありますか。かなり説明の内容としては、単純化されていても、なかなか景観計画自体の構造をきちんと理解した上で、何を見直したらいいか分からないような感じもします。今日の資料をよくご覧になっていただき、理解を進めていただいた上で問題意識を持っていただけると良いのではないかと思います。

○土田委員　土田です。あまり混乱させる気はさらさらないんですけど、資料をいただいて、改めてちょっと色々と。最近ちょっと行政計画をやってないので、その辺も少し周回遅れ感はあるのですが、先ほどのご説明の中で、景観計画の上位計画として都市マスタープランがあるというのは、文京区としてはそれは間違いないんですか。要するに、根拠法が違うので、それを上位下位で位置づけていますか、という話の一つ。それは、位置づけていると言ってしまうと、根拠法が違おうとも地方自治体ですので、内部運営でどうにでもなるというふうには理解できますが。3ページで示している上段の左右にある都市マスタープラン2011と都市マスタープラン2024が図4-6 景観形成の方針というふうになっているので、要するに都市マスタープランの中では景観形成について記載ないし記述があると。それを景観まちづくり審議会が、具体的な実行計画として、景観計画として最後取りまとめて、基準等で運用しているという流れに理解できるんですけど、それでよろしいですか。

○事務局　委員のおっしゃる通りでございます。

都市マスとの関係でございますけれども、お手元の参考でお配りした景観計画の4ページをご覧くださいますと、現状の位置関係が、4ページの図の3になりますけれども。参考でお配りしています冊子の方でございます。

○岸田会長　冊子じゃなくて景観計画では。

○事務局　景観計画。失礼しました。

こちらの図、一番真ん中、太字で景観計画と記載がございますが、その外枠上位に文京区都市マスタープランというものを位置づけております。その上にある基本構想は、今、総合戦略という名称に変更しておりますけれども。

○土田委員 了解です。

景観行政団体では、最初、東京都の景観行政団体になって、文京区の景観計画を待って、文京区が景観行政団体になって、後追いで、景観計画上の上位計画は東京都の景観計画ですよ。そういう細かいのは置いておいて。

要するに都市マスタープラン 2024 で、今回審議の中心になる拠点というのが、こちらの審議を経ないで、都市マスタープランの景観形成方針が既にかかれていてということ自体が、どう整理したらいいのかなというのをぜひ部長にお伺いしたい。

○鶴沼幹事 景観計画の一番後ろの方に、この計画をつくった当時の行政の人間として名前が載っている人が僕しかなくてですね。そういったこともあって土田委員からの御指名かと思うのですが、一つは、ちょっとお話が戻ってしまうんですけど、歴史性の担保というのは、私たちも大変重要だと思っていて、清水先生や伊藤先生が作っていただいたものを、大変申し訳ないのですが、やっぱり世代交代もしていかなければいけないので、委員長を伊藤先生にやっていただくのは、文京区の景観計画の歴史性を担保する意味でも、そういったご人選をいただいたと思っております。加えてですね、土田委員のご指摘も分かるのですが、景観法が施行されたのが確か平成16年だったと思うのですが、文京区は平成9年から景観計画を持っていまして、2回目の改定になるんですけども、その時には、景観法という法律がない中で、景観条例という条例をベースに作っていました。その際上位計画として、都市マスタープランというものと、上と下という関係ではなくて、都市マスを実現した結果、良好な景観ができるというような、当時はそういう考え方だったんですね。今も別にそれが否定されているわけではございませんので、新しく、景観法ができてから、景観行政団体だったり、計画を整備した団体とは多少、都市マスタープランと、景観づくり条例もしくは景観計画の役割分担が被っているようにも見えますが、それも含めて文京区の歴史性を物語っているというふうにご理解いただければと思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

○土田委員 あんまり部長を責める気は全くなくて、理解の問題として、上の都市マスタープラン上の景観形成の書かれ方が全然変わっているので、前はどちらかというと、まとまり系の低層住宅地というような、まとまり系のゾーンを拠点と、まとまり基準で見ていたんですけど、新しい景観は拠点が増えているのと、もう一つこの、何ていうんですかね、ポチポチと斜線の凡例が、まとまり基準ではあるような、ちょっと微妙な凡例になっているので、今回の検討をお願いされていた中で、まとまり基準の方の言及がなかったので、それは大丈夫なのかなと思っただけです。

○**鵜沼幹事** はい。すいません。質問の意図を正確に把握しないでお話してしまったみたいで。

考え方が大きく変わったというよりは、前回の基準から、東京都のグランドデザインですとか、先生のご専門の開発の中で、東京都が拠点として位置づけた都内の場所があって、東京都が示す以前から区でも同様な考え方を景観計画や都市マスで持っていて、それをレイヤードした結果、都のエリアと元々区が拠点としていた部分が重なる部分と、新たに今回指定された部分ということで。拠点という考え方で一つレイヤードしました。ただ元々私どもの景観が大切にしていたまとまりとしての景色ですとか、坂道、緑それから歴史文化といったものを捨てるということではなくて、新たに拠点という考え方をレイヤードして、その中でメリハリをつけるなり、広がりをもさらに集約するなりということはこれからの景観計画の見直しですとか、具体的な再開発などの整備の中で実現していくものだと考えています。

○**土田委員** ありがとうございます。部分的に突っ走ってしまいました。

○**岸田会長** はい、清水先生どうぞ。

○**清水委員** 土田さんの言われていることも何となく分かるのですが、おそらく、前の時には都市マスタープランが、最初でしたから、都市マスタープランからやるということになったのですが、今回はちょっと違うのではないかということ言われていたのだと思うんですよ。また新たな都市マスタープランを基にやるというふうな下請け作業みたいなのではないんだ、ということ、景観というのは考えなければならないということだと思います。

今日出てきている資料を見るとやはり、拠点が増えたというふうにしか見えなくてですね、そうすると、一体どういうふうに新たなマスタープランはなっているのだろうかというふうな疑問が出てきている、ということで質問されているのだろうと私はずっと聞いていて思ってたのですけれど。

恐らくこれは小委員会の方でやられるのかもしれないのですが、今だいたいどういことが変わったのかという事をお話いただけると、みなさん納得できるのではないのかなと思います。

○**岸田会長** はい、ありがとうございます。

私の方からもぜひ、そこは、よく説明していただければ助かると思います。

○**鵜沼幹事** 都市マスタープラン見直しの中での議論のお話になりまして、それは3年近く議論してきたことなので、考え方ということで、大きく3つの視点を取り入れました。

1つは、12年前はあまり言われていなくて、それでも議論はされていたのですが、都市マスタープランの見直しにあたって今回3つの視点として、1つ目は脱炭素社会への対応というものを入れています。もう1つは、防災対策ですね。もう1つが人口減少、こちらに対応した計画。という3つの視点で都市マスタープランを見直しました。

それとあわせてですね、時点修正という形で新たに拠点化された部分をレイヤードしています。

ですから決して、清水先生がおっしゃるような上とか下という事ではなくて、時間の経過とともに新しい概念が足されてきたものを、タイミングとして都市マスの見直しが先だったもので、それを対応しました。それに合わせて、順番からすると後先になってしまいましたが、同じような考え方で、景観計画も改定していきたい。そういうご提案でございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

今回の改定のスタートラインが今の説明でよくわかりました。そこが今回最初の説明でほとんどなかったのも、まず都市マスの改定があって、それを大前提として、今回の景観計画の見直しをするかのように理解された先生方も多いかと思うので今の説明本当によかったと思います。よく要点がわかりました。

なお、いかがですか、今のご議論、つまりどっちを前提として都市マスを前提として改定するとは限らないと。むしろ、並列的に、あるいは都市マスの方の改定の課題を受けて議論しても構わないというようなふうにも理解できるのですが、どうでしょうか。

○事務局 私も言葉が足らずにすみませんでした。

都市マスで決められたことがすべて反映できるかどうかということも、小委員会含めて検討するところと認識してございますので、一からの議論かなとは思っております。

○岸田会長 はい、分かりました。

実は先ほど、小委員会の委員長から、具体的な課題のほかに、時代の変化の中の本質的なところで課題が生じている可能性もあるから、それも視野に検討したいというご発言があったので、今の部長のご説明を踏まえて、小委員会で揉んでいただければと思います。

それでは、そのほかございますか。

○八木委員 八木と申します。

先生方からみるとちょっと次元が低い発想なんですけれども、この拠点は前のも今回のも見えていまして、文京区のエッジの方に集中しているような気がしてしょうがないんですね。それは客観的に地勢からいくとそうなってしまうかもしれないのですが、拠点というのは、一つの発信力の拠点じゃないかという気がするので、そうしたら区全体のバランスという事も一つは考えないのかなと。そういう点ではさっきのちょっと出ました住宅とかね、そういうようなことも考えなきゃいけないのかなと。

それから今回追加になった水道橋だとか御茶ノ水のほうなんですけれども、この付近は旧元町小学校と元町公園が改造されていまして、このようなものは区の中心部とか人が集うような場所にあったらいいなと感じがしていたのですが、これなんか見ると、最初にここにもう答えがあっている感じがしないでもなかったものですから、もうちょっとバランスを見てという点でも、あってもいいかなという気がしたのが第一印象なんです。

特に駒込の方なんか寺ということでここに書かれてますけれども、あの辺には高村光太郎とか、それとか森鷗外とか、そういう一つの文学の街のような気がしますし。ここには出てきませんが、寺町というなら護国寺の音羽通りとかそういうようなところも、一つの拠点としてどうなのかなという印象を持ちました。以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かにこの図をぱっと見た瞬間に、新たな拠点が千代田区との境界沿いに展開することは誰が見ても明白で、その意味では都市マスをどうのこうのということとは別に、景観計画の方で積極的にある種の見直しをする余地もあるのかなと感じました。小委員会の方も議論をしたいとは思われているのではないかと。そのほかいかがでしょうか。

○清水委員 清水ですけれど、あと私がちょっと知りたいのはやはり、この10年間、12年前ですか、例えばどういうことが起こってきた、それでどういう問題があったのかということが一番知りたいんですね。それで何を変えなきゃならないか、というところもあると思うので、今の、いろんな問題が起こってきているのだらうと思うので、そういう10年間のことについて、何か資料として欲しいなと思っています。

○岸田会長 はい、いかがでしょうか。

○事務局 今の時点で集約したものというのはないんですけれども、資料1の1ページ目でスケジュールの中で基礎調査を行っていくというふうになってございます。こちらは過去の取組での成果だとか課題を取りまとめるということも一つやる予定でございまして、それを次の小委員会なり審議会なりにご報告という形はとれるかなと思

っております。

○岸田会長 分かりました。

なお、今のご説明、基礎調査に関するご説明の中に、先ほどありました、都市マスの見直しの背景となった三つの課題というか変化ですね、結局これはこの十何年かの間の変化でございますよね。そういうものを踏まえた調査になるというふうに考えてよろしいですか。

○事務局 これも説明が足りなくて申し訳ありません。

そのような10年間の変化、それから関連する計画や都市マスもそうですけれども、それらの計画の背景等も調査する予定でございます。

○岸田会長 はい、分かりました。

伊藤先生はいかがですか、そうした課題も踏まえてご検討ください。

○伊藤委員 小委員会のほうには景観アドバイザーの先生方も参加されると思いますので、実際の景観計画の運用に際して、足りないとか、もっとこうだったらよいのにみたいなものを、多分たくさんお持ちだと思いますので、その辺も多分取りまとめられると思うのですが、ぜひ小委員会の方でもあるいはこちらの審議会の方でもご紹介いただけるといいかなと思っておりますので、そちらもよろしくお願いします。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。そのほかいかがですか。

米田先生よろしくお願いします。

○米田委員 今までご質問された内容には関連するんですけど、私からはそれに付随してという話になりますが、都市マスタープランで脱炭素社会に向けてというお話があったのですが、今建築を取り巻く環境というのは省エネに向けて、厳しいですね、技術または対策が求められるということになっていまして、それがもっともっと加速していくというのはもう見えてきているので、そのようなことが景観にどのように影響していくのか、そういった議題が小委員会でもどうしてもでてくるかと思うので、それに合わせての都市マスタープランからの情報を引き続き頂きたいと思います。

もう一つは、私は、千駄木・根津エリアのあたりに活動拠点、居住していたこともありまして、よく知っているのですが、この十数年間環境が激変していまして、特に外国人がとて増えた、観光客が増えたんですね。観光客がどちらに向かうかという、今拠点の東側がエッジというか境界になっているのですが、こちらの外に向って、台東区とか他の区の方に歩いていく傾向があるかなと思いますので、そういった隣の、周辺の区、この景観行政とか、都市マスタープランの情報であるとかが必然的に必要

になってくるかと思いますので、ご協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田会長 ありがとうございます。

今の先生のご発言は、景観の計画を考えると、もう少しダイナミックというか人の流れなんかも注視しながら考えた方がよいと。

○米田委員 そうですね。

東のエリアが今すごくおもしろいエリアになっているんですね。よみせ通りなど。クリエイティブ、かえっておもしろい路地空間とか、クリエイティブな小さな街並みになっていますので、そのあたりのことも。

○岸田会長 先生今おっしゃられたことを、確認させていただきたいんですが、台東区との境界沿いのところでございますね。

○米田委員 台東区と、北の方にいくと荒川区、北区とも少し関係してくるかもしれないですね。そういう周辺区と重なるエリアです。

○岸田会長 分かりました。

恐らく今のご指摘は先ほどの八木委員からのご指摘にもちょっと重なる部分があると思うんですね。もう少し全体的に景観という視点から見直す、計画を、都市のあり方を見直すというのにつながってくるかもわかりません。

では、そのほかいかがでしょうか。

○根岸委員 根岸と申します。

基本的なことなのかもしれないんですけども、マスタープランを見ていると、ゾーンという広い範囲で考えられていて、景観の部分の拠点という、少し小さい範囲で考えていくものなのかなというふうな印象を受けたのですが、それはそういう捉え方でいいんですか。

マスタープランだとゾーンの広い考え方でみていって、景観になった場合は拠点という形の、少しゾーンより小さい幅で見直しを考えていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○岸田会長 その辺はいかがですか。

○事務局 説明を2ついっぺんに行ったというところで、すみません、私の説明が足りなかったかもしれません。

拠点の景観形成については、駅前などの賑わいのあるところの景観形成をどうするかということになるかと思いますが、ゾーンというのは、2011年版もそうですけれども、まとまりのある地域、例えば黄色く塗ってある下町風情の景観形成といったエ

リアをどうするかという基準がありますが、これが 2024 年版では下町交流ゾーンというエリアになっております。ほぼほぼ谷根千のところ、下町エリアと呼ばれるところを指定しているものではございますけれども、ここで拠点の基準、それから下町風情あるまち基準を統合した新しいゾーンに資する基準の検討が必要になると考えております。

そのような説明で、拠点とゾーンは違うものという認識でおります。

○清水委員 清水です。今のお話、前のものがどういうことだったのかちょっと分かりにくいのだらうなと思います。

その説明をしますけれど、景観計画の 42 ページのところに、文京区らしい景観というものを、いくつか要素を挙げています。そしてその中の一つが拠点なんです。

今この図を見ると、他部分は変わらないけれど、拠点だけが変わったように見えているということなんだと思います。

それで同じく 27 ページにですね、文京区らしい景観について、これは 10 年前にやったことですが、いくつかのレイヤーを重ねるようにして、色んなものが重なり合って文京区ができていて、平坦な場所ではないので、坂道が結構多くて起伏があったり、そういうふうなものをそれぞれ要素として挙げているわけです。

今回の場合はその中で拠点だけがが増えてるように見えているので、それだけなのだろう、という疑問は私もある。

これだけ色んなものが変わってきているので、当然先ほどのインバウンドの件もありますし、何かそういうふうな新たな要素が加わる必要もあるかもしれない。そういう改定がいるんじゃないかという気がします。

この時にはいくつか、7 つ、ありましたけれど、いくつか増えるかもしれないし、それをこの 7 つだけを考えていたのではちょっと違うだろうという風には私も思う。だからそれをやらなければならないと思う、という状況です。

○岸田会長 はい。ありがとうございます。綱島委員お願いします。

○綱島委員 今の拠点に関する質問で、こちらの賑わいを重点的に作っていくという部分での拠点というのを理解していますけれど、民間ベースでいくと、湯島駅周辺、飯田橋駅周辺では既に大規模再開発が予定されている地区でございますけれど、その計画との整合性みたいなことというのは、既にそちらは動いている計画なので、ここで決める拠点の景観的なものというのが、果たしてそういう計画に後付けで盛り込んでいけるものでしょうか。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

これについてはまず確認ですけれど、再開発の計画のスケジュールというのは、はっきりしているものはあるのですか。

○前田幹事 地域整備課長 前田と申します。

今、ご紹介いただいた、まず後楽二丁目というところについては、一番南側のエリアで、まさに今年度、都市計画の決定に向けて作業しているところでございまして、年度内ぐらいには都市計画の決定をしていきたいと。その後事業化ということになり、建物などがどんどん出来ていくのには、おそらく予定では9年から10年ぐらいはかかるかなというところでございます。

湯島三丁目のところも、台東区側のところで、地域の方が再開発事業を目指して、準備組合というのを作っておりまして、区としても基本計画というか、その地域のまちづくりの基本的な方針というのを、ちょうど今、地域の方と検討しているところでございます。まだちょっとこちらに関しては明確なスケジュールは今のところではないというふうなところです。

○岸田会長 ちなみに都市マスの見直しもある程度動いている状況を受けた上での、こういうゾーンの指定をされていると考えてよろしいのですか。

○鶴沼幹事 そうです。

○岸田会長 そうなんですね。はい。分かりました。

ということで、完全、別々に都市マスの見直しが行われたわけでもないし、それを受けて景観計画の方も整合ができるような形で変更をまとめていくということになるのではないかと想像しております。よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

○佐々木委員 今の色々な分野のところで兼ね合いというものもあるということだと思わうんですけど、市民ベースも、区民ベースも色々な小さな景観にかかわる取組とかを実際既に色々活動されている方も多いと思うのですが、今回こちらで活動しているものについてはちょっと時間がかかりつつしっかり練って、という中で既に動いている人たちがいて、それは多分、区民、地域の人たちの純粋な「こうしたい」というのを反映して動かれている。そういったところも、ぜひ気を配っていただけたらと思います。

途中で、突然全然違う方向になってしまうというのも、今までの取組が無駄になっちゃったなということになると、もったいないので。そういうところからも情報収集していただけたらと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。今の御意見を受けて、よろしくお願いいたします。

ちょっと確認です、事務局の方に。時間的にはこの議論は16時まで使ってよろしいのでございますか。

○事務局 16時まで大丈夫です。

○岸田会長 わかりました。ではそのほかありますか。時間はまだありますので。

○板倉委員 先ほど基礎調査のことはお答えいただいたかと思います。基礎調査についてはもう既に会社とかが決められて、この審議会前に動き出しているのでしょうか。

○事務局 景観計画見直しの業務についてはコンサルタントに業務委託を発注しているところです。基礎調査とか、資料づくりといったところをお願いするつもりです。契約は7月3日にしております、今準備段階というところで、今後調査を本格的にやっていくというところです。

○板倉委員 今日、この審議会に出た意見について、改めて調査項目に入れるなどすることも必要かと思い、ぜひお願いします。

あと、アンケートですが、どのような形で進めていくのか。アンケートの内容はどのようなのか、対象はどういうふうにしていくのかとか、そういうことで。

例えば、アンケートの項目をこのようにしますといったものも、私たち、審議会で見させていただくことは可能なのでしょうか。

○事務局 まだ、中身について具体的に決まっているものはございませんので、お示しするということはちょっと難しいのですが、一応予定としては、拠点における景観ですとか、デジタルサイネージなど、区民のみなさんがどういうところを、どういうふうに感じているかというところをお聞きして、どういった課題があるかというところを収集したいと考えております。

主にWeb上でのアンケートを予定しております、周知につきましては、区報ですとかSNSを活用して、区民の皆様に伝わるようにしていきたいと考えております。

○板倉委員 Webだけでやるのですか。景観といったときに、今出ている中でも歴史性とか文化とか、そういうことも文京区民としては皆さん大きな関心を持っているところなので、それだけでいきらないというか、もっと、例えば紙でやるとか、そういうことも考えていただいた方が良いのではないかと私は思いました。

それで、先ほどもご意見出ましたけれども、この景観計画をつくる时候にも、私もだいぶ前に関わらせていただいたことがあったんですけども、あの時に、文京区をもっと小さいエリアで考えていこうということ、確か、19の界限ということで文京区内を分けて検討した時代が、相当前ですけども、あったと思います。もっと狭いというか、地域を大きくしないで皆さんからご意見を出してもらったり、地

域とか界限とかそういうものを入れ込めるような、そういうふうにした方がよいのではないかと私は考えました。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かに、アンケートというのは、設問の作り方である方向性を与えてしまう、完全なニュートラルなアンケートというのはなかなか難しいと思うので、ただ、今日の資料の1ページにあるように、予定としては1回目の小委員会は9月までに1度開かれるということですよね。当然ここでアンケートの内容とか、どういう方向で、どういう人たちに聞いていくのかということについてはご議論いただけるというふうに考えていてよろしいのでしょうか。

○事務局 小委員会の中で内容確認を行う予定です。

○岸田会長 わかりました。ますます小委員会のプレッシャーが大きくなっていきますけれども、ぜひよろしくお願いします。

ちなみに、以前、19の地域に分けて調べたというようなことをおっしゃっていましたが、具体的にその19というのは、どういう区分けだったのでしょうか。

○板倉委員 すみません。私も詳しく覚えていないのですが、「19の界限」というのが、私たちの中ではすごく刷り込まれていました。なので、歴史を紐解いていただければ、出てくると思います。この景観計画の中で、出てきている数字です。

○岸田会長 そうなんですね。わかりました。わたくしがちょっと不勉強で理解していなかったのですが、そういう界限性ということも、確かにおそらく都市空間とか場所を考えるとときに重要な事項でもありますし、もし委員会の議論で取り上げることができましたら、ご検討ください。

そのほかいかがでしょうか。

○橘委員 よろしいですか。橘です。ちょっと、思いつきというか、素人の意見で大変申し訳ないのですが、デジタルサイネージの見直しというのは、デジタルサイネージが増えてきたから、どうにかしないと、規制をしないと、ということだと思ふんですね。その方向性というか、だいたいこのへんになるというか、そういうイメージは今お持ちなのでしょうか。あるいは、これからアンケートをやって、設定するということなのでしょうか。

個人的には、こういうのはデータに基づいて決めるというよりは、なにか一つの英断をもって、例えばあるサイズ以上のデジタルサイネージを禁止するとかくらいにですね、そのぐらいのことをやらないとあまり決まらないのではないかという気がするのですけれども、以上です。

○岸田会長 どうですか、これは。事務局の方で何かイメージとかありますか。

○事務局 現状、何か確定したイメージというのは無くてですね、これからの議論の行方次第かなと思っております。ただ、先ほど申し上げた基礎調査の中で周辺区の動向ですとか、アンケートの中で区民の方がどういったところに課題を感じているかとか、そういったところの意見を踏まえながら、ある程度の水準を議論できたらなと考えております。

○土田委員 デジタルサイネージは、渋谷がかなり特徴的で、インバウンドの対応も含めて、外国人が必ず寄ると言っているスクランブル交差点、あそこの景観要素を分解するとかなりサイネージ系とあと固定の広告物も含めて、少し近未来的な景観になっていて、そこが意外とポジティブに捉えられているのですが、全体論からすると、僕が知りうる範囲で一番厳しいのが、新虎通り。環状二号線の、虎ノ門タワーの関連で、景観計画が、たしかデジタルサイネージが禁止という言い方でやっているのですけれど。あるサイズ以下は入れたりするのと、ストリートに対して、警視庁の見解は車のドライバーに悪影響を与えないようにということで高さの関係とか、色々なことが絡まってきて。あと、文京区の場合は比較的住宅街が多いので、時間的な規制。夜間の光の害みたいなことも含めて考えていくのがありかなと思いますけれど。ちょっと拠点の話にシフトしちゃうんですけど、賑わいと、特にここ数日間、インバウンドのオーバーツーリズムが世界的な話題としてマスコミが煽っていますけれど、賑わいと住環境保全というものを、どう区分けていくかという視点も入れないと、単純に何センチ以下ならいいよとか、こういう掲載ならいいよという話にはならないのかなとちょっと感覚的には思っているのです。それも、伊藤先生のリードのもと、ディスカッションできればよろしいのではないかなと思っています。

○岸田会長 そもそもデジタルサイネージって、広く解釈すると都庁なんかでもやっているプロジェクションマッピングなども入ってきますよね。極端に言うと一瞬のプロジェクションだって、あり得るわけですよ。だから、行政的にコントロールできるのかという、そもそもそのあたりの議論から始まるのではないかと、思います。まあ難しい課題ですが、ぜひ、新しい課題ですので、よろしくお願いします。

そろそろ予定していた時間になってきましたが、あとお一方くらい、何かご発言がありましたらお願いします。

どうでしょうか、最後ですが。清水先生は最後に何かありますか。

○清水委員 私が思うことをお話します。私は、文京区にはすごく色々な財産があると思うのですけれど、それは歴史的なものがやはり多いと思うんですね。それで、

すべてが新しくなっちゃう街というのはあまり面白くないんだろうと思います。私はずっとそういう古いものと新しいものが共存しているところに住みたいなという思いがあって、だからニュータウンにはいきたくないし、かといってものすごく古い街もちょっと違うなというふうな思いがあってですね。

そういうときに一番気にしなければならないのは、古いものや歴史的なものの、それをどう生かすかというのが、かなり重要だと思います。

それをつぶしてしまうと、つくれませんから。だから、そういう景観を残すということがあった上に、ですね。それで、先ほど今回のポイント3つ言われていましたけれども、脱炭素、これは12年前も言われました。しかしそれもレベルが全然変わってきているということなんだろうということだと思います。で、あと、人口減というのを言われたのがちょっとよくわからなかったのですが、人口減は、文京区も人口減なんですか。東京は大体まだ人口減には行っていないですが。当然行きますけどね、それを今から準備しなければいけないというふうな議論にもうなっているのか。そういうふうなことが議論されるんだろうなと思いますが、最初に言いましたとおり私が思うのはやはり、住んでいる人が住みやすい街、インバウンド向けじゃなくて、で、そういうふうな街にしていかないと、色々な、さきほど台東区の話がありましたけれども、だんだんと人が、台東区の話もそうですけれど、私もともと出身が京都なんですけれども、京都にもう帰れなくなっちゃったという感じなんですよ。なんでかっていうと、もう住むところではなくなってきちゃったなという認識が、もうそこまで行っちゃっているんですよ、本当に。20年前は京都に戻るつもりでいましたけれど、戻ってもしようがないなと思い始めてしまった。

京都にはならないようにというのは、私色々なところで言うんですけど、まだ、例えば金沢は大丈夫だけれど、京都になっちゃったらもう取返しつかなくなるので、そういう認識でやってくのがいいのかなと思います。

○岸田会長 文京区は京都に比べるとまだまだ可能性はあると思います。

新しい活動もあるし、落ち着いた環境もあるし。ぜひこの環境を引き継いで、後世に伝えていくと、そういうミッションが我々に与えられていると思っております。

それでは時間になりましたので本日の議事は終了とさせていただきます。おつかれさまでした。

それでは事務局の方から最後に何かございますか。

○事務局 本日は貴重な意見を賜りまして誠にありがとうございます。

頂いたご意見については小委員会で検討いたしまして、次回審議会でご報告させて

いただく予定でございます。

次の審議会は、12月頃開催を予定しています。日程が決まり次第、改めて皆様にご連絡いたします。

また、席上配布いたしました景観計画の冊子は、会の終了後に回収いたしますので、そのまま席上に置いておいてください。

事務局からは以上になります。

○岸田会長 ありがとうございました。それではこれにて閉会といたします。

以上